

公的な同性愛容認のための結婚制度

—世界価値観調査による二国間比較—

HS23-0004H 石塚早織

近年、同性愛を取り巻く環境が変化し、同性婚を認める国が増加している。一方で、同性愛そのものを否定する国も未だ存在している。そのような中で、日本は制度として同性愛を容認していない国の一つである。本稿では日本において同性婚が認められないことの原因の一つに「異性婚を前提とした結婚制度」があると考え、仮説を設定した。また、同性婚を認めているが、日本と同様に、異性愛を前提とした結婚が明記された憲法を持つスペインと分析結果の比較を行い、同性婚が容認されるための要因を探った。使用したデータは世界価値観調査（World Values Survey）の第2波と第5波調査の日本データとスペインデータを抜き出したものを用いた。使用した変数は「同性愛の正当性」、結婚制度を見る変数として「結婚の時代錯誤感」などを用いた。分析手法として、重回帰分析、二項ロジスティック回帰分析を行い、仮説を検証した。

分析結果では、スペインデータの第2波と第5波の分析結果の比較から、「結婚の時代錯誤感」は「同性愛の正当性」に関連が見られ、仮説は支持された。またその結果から「結婚の時代錯誤感」に注目して分析を行った結果、スペインの第2波において「同性愛の正当性」に強く関連していることがわかった。先行研究と照らし合わせると、同性婚を容認しているイギリスは、同性愛の容認という土台が作られ、同性愛を容認する制度が作られる運動が起こり、同性愛を容認せざるを得ないという状況になったとされていた。スペインも同様の手順により同性婚が容認されたと考えられる。日本においては、未だ同性愛の容認という土台が形成されていないため、同性婚が容認されるのは難しいといえる。

また、若年層の女性が同性愛を容認する傾向があると証明された。この若年層が中年層や壮年層になった時に同性愛を容認するのかを調査していくことが今後の課題である。